

維 持 管 理 基 本 水 準 書

〈 菅 田 町 赤 坂 公 園 〉

令和8年4月

横浜市みどり環境局

菅田町赤坂公園

維持管理対象公園の現況把握

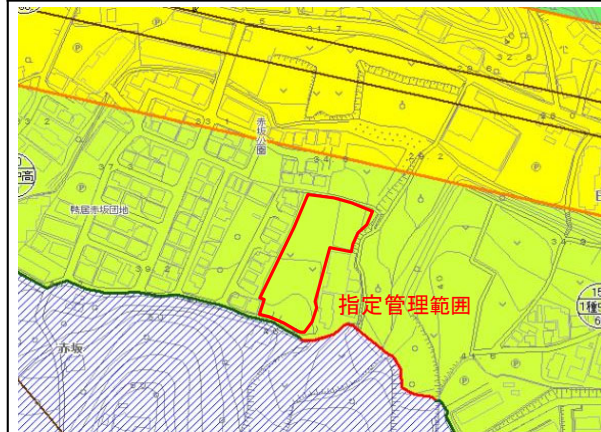
■周辺の状況



○ : 公園公開範囲

横浜市みどり環境局第12次緑地環境診断調査(令和6年度)
航空写真データ

■都市計画図



凡例

- | | | | |
|--|--------------|--|---------------|
| | 第1種低層住居専用地域 | | 準住居地域 |
| | 第2種低層住居専用地域 | | 近隣商業地域 |
| | 第1種中高層住居専用地域 | | 商業地域(第7種高度地区) |
| | 第2種中高層住居専用地域 | | 市街化調整区域 |

■基礎データ

規模	3,479m ²
種別	街区公園
公開年月日	2017(平成29)年4月1日
住所	横浜市神奈川区菅田町222番1
連絡先	横浜市みどり環境局北部公園緑地事務所 TEL: 045-353-1166 FAX: 045-352-3086
主要施設	分区園、倉庫棟、多目的トイレ、 遊具広場、健康遊具広場
その他	分区園 10m ² × 34区画 15m ² × 4区画

■現況写真



全景

分区園

倉庫棟

分区園

■公園の沿革

菅田町赤坂公園は、「横浜みどりアップ計画」の一環として、農地の公益的機能の保全と市民の農体験の機会を増やすため、農園付公園として整備される。分区園エリアの他に遊具広場を持つ公園として整備される。

■市民活動の有無とその内容(愛護会等)

- 市民活動なし
- 菅田南町自治会がいつとき避難場所として指定。

■利用者や地域からの課題等

公園利用にあたって、隣地への騒音や飛球、のぞき見等に配慮する必要あり。
(東西に隣接する民有地からは、4.0mの離隔を取っている)
(北側住宅地との宅盤の高さにも配慮を必要とする)
(ボールが飛ばないように、看板等による注意喚起が必要)

■利用者数の動向(季節や平日のの違いによる増減)

令和5年度の分区園の応募状況

個人: 1.02倍(35/34) 10m² × 34区画

個人: 1.00倍(4/4) 15m² × 4区画

令和7年度の分区園の応募状況

個人: 0.97倍(33/34) 10m² × 34区画

個人: 1.00倍(4/4) 15m² × 4区画

菅田町赤坂公園

管理の考え方と留意点

■公園・分区園のテーマ

『菅田の農の風景を遊び、育て、楽しむ公園』

- ▶ 神奈川県丘陵部の農風景を保全しながら、植木業の庭先が連続する地域らしい景観・風景を再現、継承する農園付公園
- ▶ 近隣にある農業専用地区や谷戸畑、残存斜面林、菅田みどりの丘公園などの多様な緑と繋がりを持つ公園
- ▶ 隣接する赤坂公園(街区公園)の遊具・遊び機能を補完する公園
- ▶ 農体験を通じて、利用者同士のコミュニケーションの場として、また、利用者と地域社会とを結ぶ活動の場としての公園

■公園の特性と管理・運営の基本的な考え方

●公園の特性

- 本園は街区公園としての遊具・遊びの機能と、農体験が出来る場を併設した公園で、主に遊具広場エリアと分区園エリアの2つのエリアを持つ公園である。
- 遊具広場エリアは、幼児・児童向け遊具が配されたエリアと、健康遊具エリアがあり、隣接する赤坂公園(街区公園)の公園機能を保管する役割を持ち、農園利用者のみでなく、公園として市民が気軽に利用できるオープンスペースである。
- 分区園エリアは、ひな壇状に分かれた分区園で構成されており、多様な形態で市民が農体験や農についての学習を行い、地域コミュニティを形成する場である。
- 公園中央を貫通する主園路は、南西側街区の住民の生活動線となりうる経路である。
- 3本の既存樹(カキノキ)がある。

○管理の基本的な考え方

- 本園の設計意図を踏まえ、農体験やレクリエーション、憩いの場として、適正な維持管理、良好な景観の保全・育成を行う。
- 本園の特徴を活かし、市民活動等の地域のコミュニティに配慮した管理・運営を行う。
- 本園利用者が、分区園、建築施設、休憩施設、園路等の施設を快適に利用できるよう、日常清掃をはじめとした維持管理を確実に進行。

○運営の基本的な考え方

- 分区園利用者や公園利用者が農や自然について関心を高め、学習できるように公園樹木などを利用した運営をおこなうことが望ましい。
- 分区園利用者や公園利用者のコミュニティ形成を促すように運営をおこなうことが望ましい。

■ゾーンの特性、管理の目標

●エリア特性 ○維持管理の留意点

A 分区園エリア

- 分区園において個人、団体に農体験を提供する場
- 農地として適正な状態に維持するよう、利用者に指導を行う。
- 分区園の区画施設の適切な維持および公平な利用の誘導を行う。
- 一般利用者と分区園利用者が、ともに快適に利用できるよう、配慮ある管理を行う。
- 分区園利用者による土壌管理が快適に行えるよう、ガラ等の除去を行う。

区分	分区園エリア
	分区園
対象	個人や家族単位での利用者
工作	各区画利用者が耕作
管理	各区画利用者による自己管理

B 管理・サービスエリア

- 利用者の農具や荷物を収納する建築施設(倉庫)、管理用駐車スペース、トイレ、屋外の洗い場がある。
- 利用者の快適性や安全性、衛生面に留意しながら、点検、清掃、補修等を行う。

C 植栽エリア

- 隣地との緩衝部やひな壇状に分かれた各空間に、花木や果樹、仕切りを目的とした低木、目隠しとなる中木がある。
- 各樹種にあった、適正な剪定、施肥を行う。

D 植栽エリア(法面)

- 計画地の北東側、遊具広場周辺には草本類によって保護された法面がある。
- 法面部には、花木や果樹が点在する。○景観へ配慮し、点検、清掃を行う。

E 遊具広場エリア

- 遊具やベンチが配置された、市民が気軽に利用できるオープンスペース。
- 点検、清掃等を行い、遊具施設については破損やボルトの緩み等が確認された場合、早急に利用を規制して補修する。
- E-1: 遊具広場
- 幼児・児童遊具が設置された遊具広場、芝生広場がある。
- E-2: 健康遊具広場
- 健康遊具が設置された遊具広場。

F 園路・広場エリア

- 公園を縦断する園路がある。
- 階段、手すり、車止め、ベンチ、案内板、柵などの施設がある。
- 点検、清掃等を行い、ベンチなどの施設については破損やボルトの緩み等が確認された場合、早急に補修する。



菅田町赤坂公園

基本管理: 作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表

基本管理

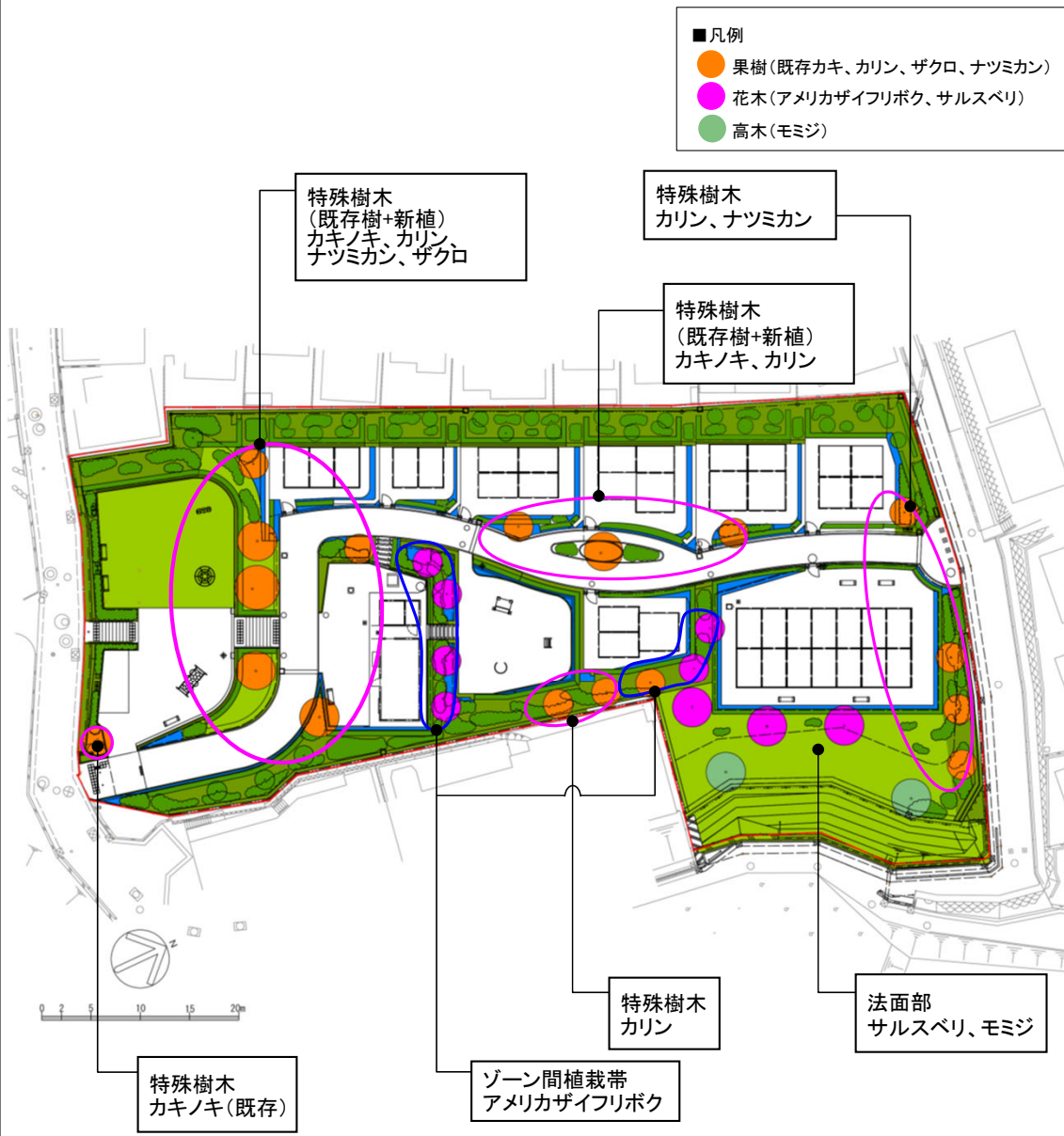
管理項目	管理水準			備考		
	対象	規模・単位	年回数			
巡視	定期巡視 ←.....	園内・園内主要施設点検	1式	2回/週	52週/年×2回=104回/年 建物: 47.3m ²	
	臨時巡視 ←.....	法面部ほか	1式	随時	台風災害時等	
清掃	清掃	園内全体	3,579m ²	2回/月	巡回時に実施	
	日常清掃	処分	日常清掃に伴うゴミ及び植栽管理に伴う発生材	1式	随時	
		臨時処置	不法投棄等のゴミの臨時処理	1式	随時	
	臨時清掃	落葉期・台風時等のゴミの臨時処理対応※2	1式	随時		
草刈	人力抜根除草 ■	除草フォーク等を用いた除草	270m ²	5回/年	分区園外周部・通路等、低木部、外周部の地被植栽(刈り込み)(除草時、地被・宿根草を刈り取りせぬよう配慮のこと)	
	人力草刈 ■	鎌を使用した除草	380m ²	3回/年	外周部植栽等	
	機械草刈 ■	肩掛式(通常)	350m ²	3回/年	法面部・草地広場	

- ※分区園まわりの草刈りは、機械草刈りによる飛翔物が作物に飛び入る恐れがあるため、人力を基本とする。
- ※1 道路上に違法駐車を発見した時は、声かけ等を行い、必要に応じて所轄の警察、横浜市へ連絡のこと。
- ※2 道路沿いの樹木については、落葉期の落葉掃き・落葉処理を高頻度に行い、近隣とのトラブルがないよう配慮のこと。
- ※3 民有地沿いの樹木については、落葉期の落葉掃き・落葉処理を高頻度に行い、近隣とのトラブルがないよう配慮のこと。
- ※4 草刈は、安全のための見通しを確保するよう実施のこと。



菅田町赤坂公園

植物管理: 作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表



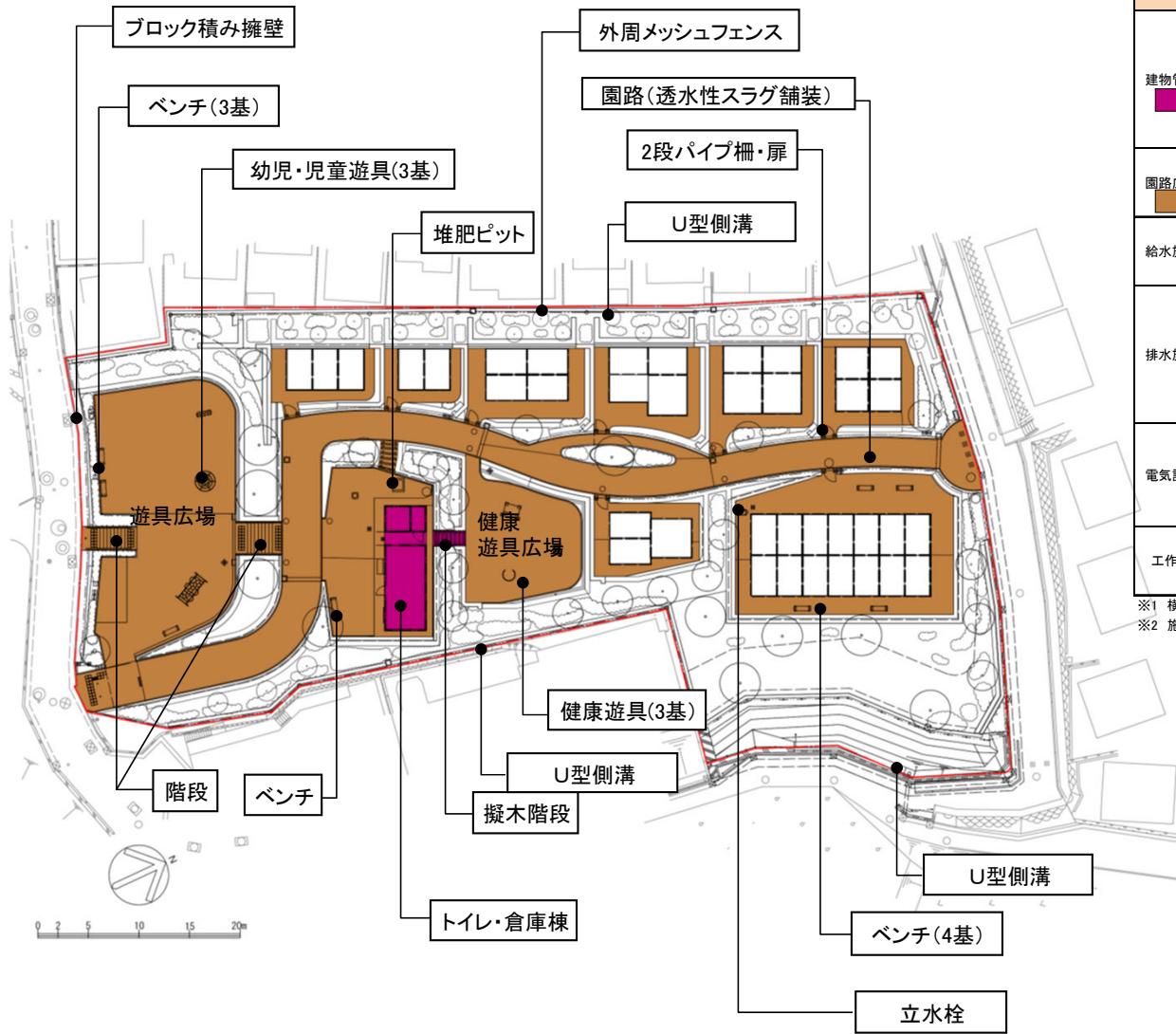
- 凡例
- 果樹(既存カキ、カリン、ザクロ、ナツミカン)
 - 花木(アメリカザイフリボク、サルスベリ)
 - 高木(モミジ)

植物管理		管理水準			備考	
管理項目	対象	規模・単位	年回数			
高木管理	整枝剪定	○	7本	1回/2~5年		
	病虫害防除	剪除・焼却	1式	随時		
		臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時	
	点検	枯損木・危険木・枯れ枝等	敷地境界部、園路際、広場の中などを重点的に実施する。	1式	随時	
		支柱交換		1式	随時	
			枯損木等の処理	枯損木・危険木・枯れ枝等	1式	随時
緊急対応		台風災害時の利用上支障となる樹木の処理	1式	随時		
	刈り込み		分区分まわりの低木、生垣等	530m ²	1回/年	
		病虫害防除	剪除・焼却	1式	随時	530m ² 約3,200本
臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除		1式	随時		
施肥			1式	随時		
	枯損木等の処理		1式	随時		
		緊急対応		1式	随時	
特殊樹木カリン等・果樹管理	整枝剪定	花後剪定	16本	随時	品種により適期に実施	
		夏季剪定				
		冬季剪定				
病虫害防除	剪除・焼却	1式	随時			
	臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時		
宿根草・地被類	点検	枯損・育成不良等	1式	随時		
		臨時処置	園路際、広場の中などを健全育成の点検実施 枯損・病虫害の発見による措置	1式	随時	

- ※ 剪定、刈り込み、間伐等の樹木管理については、必要に応じ、横浜市と協議の上行うこと。
- ※ 刈り込みは、見通しを確保するよう実施すること。
- ※ 枯木、倒木、枯枝等については、立入禁止等の応急措置を指定管理者が行い、横浜市に連絡する。
- ※ スズメバチの巣などが来園者に危険な位置にある場合は、立入禁止の応急措置を行い、横浜市に連絡する。
- ※ 初期管理は苗木の健全な育成を主とする。臨時処置(台風等による倒木など)が必要な時は対処する。
- ※ 渇水時等、天候に応じて適宜かん水を行うこと。

菅田町赤坂公園

施設管理作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表



施設管理

管理項目	管理水準			備考		
	対象	規模・単位	年回数			
建物管理	建物	点検、清掃、補修	倉庫、トイレ	47.3㎡	260回/年	巡回時点検※1
	備品等	ロッカー、棚等 鍵、扉などの故障 点検 整理整頓	倉庫、トイレ	1式	随時	※1
	電気設備	点検、ランプ交換	倉庫、トイレ	1式	随時	※1
園路広場	点検		園路、広場	1式	4回/年	※1
	補修		園路部不陸(巡回時点検による)、ブロック積み擁壁、階段等	1式	随時	
給水施設	点検		水のみ、手足洗い場、散水栓(建築物付帯)、立水栓	1式	4回/年	※1
	樹清掃		水のみ、手足洗い場	1式	1~4回/年	※1
排水施設	点検		側溝・樹類	1式	1~3回/年	
			U型側溝	1式	1~3回/年	梅雨、台風時期※1
	管・樹清掃		樹類	1式	1回/年	梅雨、台風時期※1
電気設備	点検	園内灯施設	公園灯(セラミックメタルハイドランプ)	3基	随時	近隣住戸への光害対策について適宜対応する 不点灯時は、LEDに交換する
		ランプ交換		1基	随時	H31設置
		時計	園内灯共架	1基	随時	
工作物	点検		ベンチ、各遊具、案内板、柵、車止め、堆肥ピットほか※2	1式	4回/年	
			臨時措置、応急対応 柵等の破損時ほか	1式	随時	

※1 横浜市公園施設点検マニュアル(案)に従って点検すること。

※2 施設の修復が必要な場合は横浜市に連絡のこと。ただし、指定管理者が制作設置した工作物については補修を行うこと。

菅田町赤坂公園

年間維持管理計画表

分類	管理項目		頻度	予想数量	作業時期												備考
	作業対象	作業内容			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本管理	巡視	定期巡視	104回/年	1式												52週/年×2回=104回/年	
		臨時巡視	随時	1式												台風災害時等	
	清掃	日常清掃	清掃	24回/年	3,579m ²											巡回時に実施	
			処分	随時	1式												
		臨時清掃	随時	1式													
	草刈	人力抜根除草		5回/年	270m ²											分区園外周、園路外周等の地被植栽部(除草時、地被・宿根草を刈り取りせぬよう配慮のこと)	
		人力草刈		3回/年	380m ²											外周部植栽、エリア間部等	
機械草刈			3回/年	350m ²											法面部		
植物管理	高木管理	整枝剪定	1回/2~5年	7本													
		病虫害防除	剪定除去・焼却	随時	1式												
			臨時措置	随時	1式												
		点検	枯損木・危険木・枯枝等	随時	1式												
		臨時措置	支柱交換	随時	1式												
			枯損木等の処理	随時	1式											巡視による発見・苦情により行う剪除	
	中低木管理	刈り込み	緊急対応	随時	1式												
			刈り込み	1回/年	530m ²											生垣を含む	
		病虫害防除	剪定除去・焼却	随時	1式												
			臨時措置	随時	1式												
	施肥	施肥	随時	1式													
		臨時措置	枯損木等の処理	随時	1式											巡視による発見・苦情により行う剪除	
	特殊樹木 カリン等・果樹管理	整枝剪定	緊急対応	随時	1式												
			整枝剪定	1回/年	16本												
		施肥	随時	1式													
		病虫害防除	病虫害防除	随時	1式												
			臨時措置	臨時措置	随時	1式											巡視による発見・苦情により行う剪除
宿根草・地被類	枯損・生育不良等		随時	1式											健全育成の点検実施		
	臨時処置		随時	1式											枯損・病害虫の発見による措置		
施設管理	建物管理	建物	点検、清掃、補修	260回/年	47.3m ²										巡回時点検		
		備品等	ロッカー、棚等 鍵、扉などの故障点検 整理整頓	随時	1式												
		電気設備	点検、ランプ交換	随時	1式												
	園路広場	点検		4回/年	1式												
		補修		随時	1式												
	給水施設	点検		4回/年	1式												
		樹清掃		1~4回/年	1式												
	排水施設	点検		1~3回/年	1式												
		蕾・樹清掃	U型側溝	1~3回/年	1式											梅雨、台風時期	
			樹類	1回/年	1式											梅雨、台風時期	
	電気設備	点検	管渠	随時	1式											U型側溝も含む	
			園内灯施設	随時	3基											近隣住戸への光害対策について適宜対応する 不点灯時は、LEDに交換する	
			ランプ交換	随時	3基												
工作物	点検	時計	随時	1基											H31設置		
		臨時措置、応急対応	随時	1式											巡視による発見・苦情により行う措置		